

公立大学ガバナンス・コード 新旧対照表

【新】第1版（2024年5月29日改訂）	【旧】第1版（2023年1月30日）
<p>原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント (略)</p> <p>原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守 公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、<u>研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。</u>そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。</p> <p>原則2-4-3 大学特有のリスクに対する備え 公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、<u>サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備等を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント (略)</p> <p>原則2-4-2 研究活動における倫理の遵守 公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせる<u>ことで、組織としての自己規律を図ることが求められる。</u>そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。</p> <p>原則2-4-3 大学特有のリスクに対する備え 公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、必要な体制を整備する。</p> <p>(略)</p>